

糸島市立学校小規模特認校 令和8年4月特認入学募集要項

糸島市教育委員会

1 制度概要

糸島市立学校小規模特認校制度実施要綱の規定に基づき、糸島市教育委員会が小規模特認校として指定した学校へ、糸島市内に住所を有する児童等及びその保護者が希望すれば、市内全域から入学・転入学（特認入学）することができる制度です。

2 特認入学募集校

糸島市立長糸小学校 （糸島市川付847番地）

糸島市立一貴山小学校 （糸島市二丈石崎152番地）

糸島市立桜野小学校 （糸島市志摩桜井5921番地）

3 応募要件

糸島市内に居住する（予定である者を含む）児童等及びその保護者が、以下の要件を理解したうえで応募してください。

- 1 通学する小規模特認校の教育活動方針に賛同し、協力すること。
- 2 保護者は、PTA活動等について十分理解し、積極的に参加すること。
- 3 保護者の責任及び負担で、児童等を通学させること。
- 4 原則として、卒業まで小規模特認校に就学すること。
- 5 転入の場合は、転入前の学校で給食費その他校納金の未納金がないこと。
- 6 小規模特認校へ入学後、給食費その他校納金の未納を発生させないこと。

4 令和8年4月特認入学の募集人数

長糸小学校：各学年（新3年生及び新5年生を除く）それぞれ3人程度（計12人程度）

一貴山小学校、桜野小学校：各学年それぞれ3人程度（1校当たり18人程度）

転入学期日は、令和8年4月1日です。

※ 応募者多数の場合は、抽選となる場合があります。

5 応募手続き

- (1) 受付期間 令和7年10月1日（水）～令和7年12月5日（金）

※ 学校休業日（土曜日、日曜日、祝日）は除く

- (2) 応募方法

入学を希望する学校へ「小規模特認校特認入学申請書」を直接持参してください。

- (3) 学校長との面談

申請書類提出時に面談日を設定します。後日、学校長により児童及び保護者等との面談を行います。

(4) 申請書（小規模特認校特認入学申請書）の配布

令和7年10月1日から、糸島市教育委員会教育総務課及び長糸小学校・一貴山小学校・桜野小学校にて配布します。

市のホームページからダウンロードし印刷したものを使用することもできます。

※ 糸島市教育委員会閉庁日と学校休業日は、窓口での配布は行いません。

6 入学通知等

(1) 特認入学の通知

令和8年1月中旬までに、特認入学の可否について保護者に通知します。

(2) 特認入学の取消

特認入学の許可通知後、応募要件を満たさないと判断した場合や、この制度の目的に合わない事由が生じたと認められたときは、特認入学を取り消す場合があります。

7 学校見学

見学は随時受け付けますので、各学校に直接お尋ねください。※事前予約が必要

8 各校の児童数及び標準学級数（令和7年5月時点）

学 年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
長糸小	14人 (1人)	26人 (4人)	17人 (2人)	23人 (5人)	14人 (2人)	21人	115人 (14人)
一貴山小	26人 (1人)	25人 (2人)	28人	27人	21人	27人	154人 (3人)
桜野小	18人	18人	22人	14人	20人	18人	110人

※()は、学年人数の内 小規模特認校制度による転入学者数

9 問い合わせ・申請書提出先

● 学校に関すること・申請書提出先

糸島市立長糸小学校 （糸島市川付847番地） TEL092（322）2920

糸島市立一貴山小学校（糸島市二丈石崎152番地） TEL092（325）0153

糸島市立桜野小学校 （糸島市志摩桜井5921番地） TEL092（327）0055

● 小規模特認校制度に関すること

糸島市教育委員会 教育総務課 総務係 TEL092（332）2091

（糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所2階14番窓口）

● 糸島市ホームページアドレス

<https://www.city.itoshima.lg.jp/>

